

# 仕 様 書

## 1 業務名

高知市議会インターネット映像配信業務委託

## 2 業務概要

本市（以下「甲」という。）が、市民及び職員に対しインターネットを経由して本市議会の定例会及び臨時会の会議（以下「本会議」という。）並びに予算決算常任委員会等の本会議場で行われる会議を生中継及び録画中継で提供するに当たり、当該業務に係るインターネット映像配信システム（以下「映像配信システム」という。）を当該業務の受託事業者（以下「乙」という。）があらかじめ提供しているサービスを利用して構築し、市民及び職員へ向けてサービスを提供する業務とする。

## 3 委託内容

委託内容は、次の各号に掲げる委託業務について、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

### (1) インターネット映像配信システム再構築業務

乙が、乙が保有する映像配信システムにより、仕様に基づく生中継及び録画による中継に適した形に構築等する業務

### (2) インターネット映像配信システム運用保守業務

乙が、乙が保有する映像配信システムにより、仕様に基づく生中継及び録画による中継を行うため、甲が提供する映像等をインターネット配信用に適正化し、及び編集を行い配信するとともに、システムの良好な稼働状況を得るための運用保守等を行う業務

## 4 契約期間

### (1) インターネット映像配信システム再構築業務

契約締結の日から令和7年2月28日まで

### (2) インターネット映像配信システム運用保守業務

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで

## 5 映像配信システムの再構築業務関係

### (1) 映像配信システムの構成等

① 乙は、以下のサービスをASP方式により提供すること。

ア 本会議及び予算決算常任委員会等の本会議場で行われる会議のインターネットによる映像及び音声の生中継（以下「ライブ配信」という。）

イ 本会議及び予算決算常任委員会等の本会議場で行われる会議の記録された映像・音声のインターネット配信業務（以下「録画配信」という。）

ウ ライブ配信及び録画配信に必要なシステムの構築及び中継用ホームページの作成

② 回線等に障害及び過負荷が発生した場合に、切替えが行われる冗長構成であること。

- ③ 配信用の映像及び音声は、本市議会の議場システムからビデオ信号及び音声またはHD-SDI信号及び音声で出力されるものを使用すること。
  - ④ 映像配信運用に当たって必要な機器（エンコーダシステムを含む。）・機材・回線及びソフトウェア等については、乙が調達し、乙が管理運用を行うこと。また、映像配信サービスを行うためにネットワーク配線等が必要な場合にはこれも含め、映像配信サービスを行うために工事等（2次電源・配管・ネットワーク配線等）が必要な場合には、特殊な工事を除き、これも含めること。
  - ⑤ エンコーダシステムは、本市議会の議場システムで作成された本会議及び予算決算常任委員会等の本会議場で行われる会議の映像及び音声を利用できること。
  - ⑥ 乙は、インターネット上の映像配信システム閲覧用の画面（トップ、ライブ、検索、検索結果一覧及び録画の各画面）の構成並びに配置、データ項目、デザイン、画像及び色に関し、全て甲の意向に沿って、適宜変更すること。
  - ⑦ 視聴できるブラウザはWindows, Macについては一般的なソフトウェア（Edge, Google Chrome, Mozilla Firefox, Safari等）に対応し、再生ができること。また、iOS, アンドロイドOSが搭載されている端末（スマートデバイス）でも視聴可能とすること。ただし、バージョンについては一般的な視聴に支障が出ないものとする。
  - ⑧ 利用できる動画ファイル形式は、HTML 5 Videoでサポートしている形式に対応していること。対応できる動画ファイル形式はmp4（H.264 + AAC）とする。
  - ⑨ 映像は、全画面表示を可能にすること。
  - ⑩ 映像配信サイトは、ユニバーサルデザインを十分考慮して、ウェブアクセシビリティ（JIS X 8341-3:2016又はこれに準ずる規格に準拠していること）が確保された画面デザインになっていること。また、パソコン、スマートデバイス等のそれぞれに適した構成のページを視聴者に意識させずに表示させること。
  - ⑪ レスポンシブ Web デザインを採用し、視聴者のデバイスを自動的に検出し、最適なユーザインタフェースに誘導すること。
  - ⑫ ⑪を実現するために、利用者に「パソコン版」「スマートフォン版」等画面を選ぶ手間を省いたシステムとすることとし、同じドメイン名(サブドメイン名も含む)を用いたシステムとすること。
  - ⑬ 視聴者のデバイスを自動的に検出し、HTML Living Standard 環境での最適なフォーマットで配信すること。
  - ⑭ 通信は、インターネット回線上でのHLS（HTTP Live Streaming）等視聴者のデバイスに対応した通信とし、80ポートを使用する。ただし、「パソコン版」「スマートフォン版」それぞれ別個に動画ファイルを作成することは認めない。
  - ⑮ 本会議及び予算決算常任委員会等の本会議場で行われる会議の映像については、乙側に蓄積されること。蓄積される映像は、⑧の要件を満たすものであること。
  - ⑯ システム再構築（初期導入）に当たっては、本市からDVDで提供する令和6年3月1日から令和6年12月31日までの間に開催された各定例会及び予算決算常任委員会等の本会議場で行われる会議の映像及び音声記録データに必要な処理を行い、令和7年3月1日からの本稼働に際し、録画配信によりインターネット経由で閲覧、検索できるようにすること。
- (2) ライブ中継映像配信に関わる要件

ライブ配信を視聴する画面には、映像とともに以下の項目を表示させること。それぞれの内容については、事前に甲より連絡する。なお、表示は一つの表示枠を利用して切り替えができ、表示する内容が長い場合にはスクロールが可能であること。

- ① 本会議の日程
  - ② 当日の会議日程
  - ③ 質疑質問通告者名
  - ④ 上記の質疑質問通告者名からのリンクで、質問通告内容
- (3) エンコード機器に関わる要件
- エンコードに必要な機器は乙が調達し、現行の機器で廃棄等が必要な場合についても乙の負担で行うものとする。
- (4) 録画中継映像配信に関わる要件
- ① 映像検索抽出機能について
    - ア 映像配信のページから、簡単な操作で映像の検索、閲覧ができるリレーショナルデータベースシステムの提供を行うこと。
    - イ 検索項目は、議会名称、開催日付、会派名、議員名、質問項目を必須とすること。
  - ② 録画配信用映像編集について
    - ア 録画配信用の映像配信システム（以下「録画配信システム」という。）は、公開用と非公開の品質確認用の2つのシステムを提供すること。編集した映像コンテンツや登録した情報は、非公開の品質確認用のシステムにて甲の確認及び承認を得た後に、公開用の録画配信システムに登録すること。
    - イ 乙に蓄積されたライブ映像の編集及び録画配信システムへの登録は、甲が指示したとおりに乙が行い、ライブ配信を行った日の翌日から起算して10日以内（ただし、土日、祝祭日及び年末年始は日数に算入しない。）に非公開の品質確認用システムで甲が確認できる状態にすること。ただし、甲が当該期間を延長することが必要と認め、当該期間を別に指定した場合においては、この限りでない。
  - ③ 録画配信用映像再生画面について
    - ア インターネット上の映像画面について、視聴者が配信映像を見る際、時間がかからず（映像配信ボタンをクリックしてから、おおよそ5秒以内）にスムーズに動画が動き出すこと。
    - イ 配信映像は、スクロールバーにより早送り・巻き戻しが可能なこと。視聴者が早送り及び巻き戻し場面を設定した場合、視聴者にストレスがかからないようスムーズに動画が配信されること。その際タイム表示（現在／全体）を付け、視聴者が早送り・巻き戻しを行いやすくすること。
    - ウ 映像再生操作を行う操作ボタン（再生、停止、スクロールバー、早送り、巻き戻し）は操作性を良くすること。
    - エ スマートデバイス、パソコン等いずれの端末でも同じ内容の映像が視聴できること。
- (5) その他の要件
- ① ライブ配信及び録画配信に際しては、映像配信サイトのトップ画面に以下のことを表示すること。
    - ア 会議日程及び質疑通告者一覧表へリンクできるようにし、クリックした際はそれぞれを表示す

ること。

イ 「この議会中継は、高知市議会の公式記録ではありません。」等の表示をすること。

- ② ライブ配信及び録画配信画面に広告が表示されないようにすること。
  - ③ ライブ配信用の映像配信システム（以下「ライブ配信システム」という。）及び録画配信システムは、256Kbps以上のビットレートであること。また、最低200ユーザが同時にストレスなく利用できるものとする。
  - ④ エンコーダシステムからライブ配信システムまでの回線及びライブ配信システム・録画配信システムからISP（インターネットサービスプロバイダー）までは光回線（100Mbps以上）とし、乙が、これを提供すること。
  - ⑤ アクセス数を自動で集計できる機能を有すること。また、集計されたアクセス数は甲から乙へ依頼することなく、直接取得できること。
  - ⑥ スマートデバイスにて、市章等のショートカットアイコンがホーム画面に作成できること。（ホームアイコン機能）
  - ⑦ 管理画面からトップページのお知らせ欄が更新できること。（お知らせ欄編集機能）
  - ⑧ 所属議員を五十音順で一覧表示でき、詳細画面では選択した議員の発言をリスト表示できること。
  - ⑨ 事前に準備しておいた視聴画面の配色パターンを利用者にて簡単な操作で変更できること。（デザイン変更機能）
  - ⑩ パソコン・タブレット画面においては、映像及び会期日程、発言通告等が一画面で全て見られるよう配置すること。
  - ⑪ スマートフォン画面においては、映像及び発言通告内容が一画面で表示されていること。また、画面をスクロールしても、再生画面は自動的に縮小され、再生画面は常に表示されていること。（ワイプ機能）
- (6) ネットワークシステムに関する要件
- 映像配信サービスを実現するために必要なネットワーク配線等が発生した場合、これを全て含むこと。

## 6 映像配信システムの運用保守業務関係

### (1) 配信の対象となる会議及び時間数

本会議及び予算決算常任委員会等の本会議場で行われる会議の年間総会議時間は、90時間程度とする。

### (2) 甲が行う業務

甲が行う業務は、次のとおりとする。

- ① 配信映像等の提供
- ② 映像等の編集指示
- ③ 会期日程及び発言通告書その他必要な資料の提供

### (3) 乙が行う業務

乙が行う業務は、次のとおりとする。

- ① ライブ配信業務
  - ② 録画配信業務
  - ③ 甲が保有する議場システムから出力した本会議及び予算決算常任委員会等の本会議場で行われる会議の映像及び音声の蓄積
  - ④ 公開用映像配信と同等の非公開の品質確認用システムの提供
  - ⑤ 映像編集、情報登録業務（会期日程や発言通告書等からの質問項目の入力、映像リンク作業及び検索項目の編集など。）
  - ⑥ 映像配信に係るサーバ機器及びシステム等の障害監視並びに障害回避業務等運用保守業務
  - ⑦ 本会議の開会3日前までにエンコーダシステムを点検し、当該点検に係る報告を書面により報告すること。
  - ⑧ エンコード関連機器に不具合等が発生した場合の現状復帰作業（機器の修理修繕を含む。）  
また、契約期間中、天災及び甲の過失以外の原因で発生した機器の不具合及び故障については、乙の負担により現状復帰（修理修繕費を含む。）を行うものとする。なお、現地での対応は年最大1回までとする。
  - ⑨ アクセス統計報告（毎月）
  - ⑩ その他映像配信に係る業務を遂行するために必要な作業
  - ⑪ 録画配信の映像等を、甲が指定する方法により甲に納品すること。
- (4) 乙への資料の提供とその時期  
甲は、会期日程、発言通告書の内容が決定され次第、乙に提供するものとする。
- (5) 会議の映像及び音声の提供形態  
ライブ配信及び録画配信に必要な会議の映像及び音声については、甲が保有する議場システムから出力し、乙が本件において設置する専用の通信回線を経由して提供するものとする。
- (6) 録画配信映像等の編集  
乙が行う録画配信用の映像の編集においては、第3号③の規定により乙に蓄積された映像及び音声を使用すること。
- (7) 録画配信映像等の編集完了期限
- ① ライブ配信を行った日の翌日から起算して10日以内（ただし、土日、祝祭日及び年末年始は日数に算入しない。）に編集を完了し、非公開の品質確認用システムで甲が確認できる状態にすること。  
ただし、甲が当該期間を延長することが必要と認め、当該期間を別に指定した場合には、この限りでない。
  - ② 乙は、①の編集を行うに当たり、甲より編集に係る指示があった場合には、当該指示どおり編集すること。
  - ③ 公開用の録画配信システムへの登録は、非公開の品質確認用システムにて、甲の確認及び承認を得た後に行うこと。
- (8) 録画配信開始期限等
- ① 録画配信の開始期限は、ライブ配信を行った日の翌日から起算して14日以内（ただし、土日、祝祭日及び年末年始は日数に算入しない。）とする。ただし、甲が、当該期間を延長することが必要と認め、当該期間を別に指定した場合には、この限りでない。

- ② ①の録画配信は、必ず非公開品質確認用システムの確認画面において甲の検査、確認を得た後に公開すること。
- ③ 乙は、公開後の録画配信に係る映像等について、甲から公開の中止及び編集指示があった場合は、直ちに当該編集指示に係る映像等の録画配信の公開を中止するとともに、当該編集指示に従って編集を行い、甲から編集指示があった日の翌日から起算して5日以内（ただし、土日、祝祭日及び年末年始は日数に算入しない。）に当該編集を完了するものとする。
- ④ ③の場合において、編集後の映像等を再び録画配信システムに登録し、公開しようとするときは、②及び前号③の規定によるものとし、録画配信の開始期限は、甲から編集指示があった日の翌日から起算して7日以内（ただし、土日、祝祭日及び年末年始は日数に算入しない。）とする。
- (9) 録画配信の期間及び録画配信映像等の削除
- 録画配信においては過去1年間の映像は常時視聴を可能にし、1年を経過した映像については甲に確認の上、定例会を単位として削除すること。
- (10) 運用保守及び管理体制
- ① 乙は、システムの利用環境の最適化を図るため、常にシステムを監視し、確実なサービスを提供すること。
- ② メンテナンス等でサービスを一時停止する場合は、あらかじめ甲に連絡の上、行うこと。また、映像配信を行うデータセンターは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づくISMS認証もしくは、ISO/IEC 27017を取得していること。
- ③ 毎会期前には、必ず乙による一連の動作確認を行うこと。当該確認に係る日程については、事前に甲へ連絡し、承認を得ること。
- ④ ライブ配信当日は、事前にライブ配信に必要な通信等の確認を行うこと。
- ⑤ 乙は、甲の意向による映像配信画面の構成、配置、デザインの変更を履行期間中は無償で行うこと。
- ⑥ 乙は、障害の発生を認知した時から60分以内に復旧に着手すること。
- ⑦ 乙は、⑥の障害発生の内容、理由、対応経緯、実施作業等について、速やかに書面で甲に報告すること。
- ⑧ 乙は、統括責任者を置き、緊急の場合を含めて連絡体制を書面により、甲に提出すること。
- ⑨ セキュリティには、万全の配慮をすること。
- ⑩ 視聴者からの技術的各種問い合わせに対して、乙は、甲へ協力すること。
- ⑪ 乙は、映像配信システムへのアクセス管理を行うとともに、次のとおり集計し、24時間利用可能な専用の閲覧ウェブサイトを提供すること。
- ア ライブ配信については、各時間帯別のアクセス数を月間の日ごとに集計すること。
- イ 録画配信については、アクセス数、視聴件数を24時間ごとに集計すること。
- ⑫ 乙は、録画配信を行った映像等を、甲が指定する方法により甲に納品すること。
- (11) その他
- ① 配信する映像等及び納品された成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。
- ② 乙は、映像配信に係る映像及び音声を、甲の許可なく本業務以外で使用、複写、譲渡してはならない。

- ③ 乙は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ④ 契約締結後、本仕様書にない細部の事項について疑義が生じた場合は、その都度、甲と協議すること。

## 7 再構築業務に係る成果物等

令和7年3月1日からの本稼働に際し、業務完了後、速やかにシステムの仕様書、操作手引書（マニュアル）、運用テスト結果報告書、再構築業務完了報告書等を提出すること。

## 8 必要経費

第3項各号に掲げる業務の遂行に必要な諸費用の全てを本業務委託の契約に含むものとする。

## 9 支払方法

- (1) 第3項第1号に掲げるインターネット映像配信システム再構築業務に係る委託料については、業務の履行を確認後、適法な請求書を受理してから30日以内に当該委託料を支払うものとする。
- (2) 第3項第2号に掲げるインターネット映像配信システム運用保守業務に係る委託料については、毎月において業務の履行を確認後、適法な請求書を受理してから30日以内に当該委託料を支払うものとする。

## 10 長期継続契約に係る留意点

契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、市の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、市は、契約を変更又は解除することができるものとする。

## 11 個人情報の取扱いについて

乙は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、毎年11月に甲に報告するものとし、甲はこれらの事項について検査を行うものとする。

## 12 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。